

証券コード 6467
2023年6月2日
(電子提供措置の開始日 2023年5月29日)

株主の皆さまへ

京都府京田辺市薪北町田13番地
株式会社 ニチダイ
代表取締役社長 伊藤直紀

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第56期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://www.nichidai.jp>

また、上記のほか、インターネット上に下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会館C I Kビル4階 キララホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第56期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会ご出席者へのご来場記念品はご用意しておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における、当社グループの主要顧客業界である日系自動車産業では、新型コロナウイルス感染拡大の影響からは回復してきたものの、ウクライナ問題等に伴う原材料、エネルギー価格の高騰の影響が生じたことに加え、半導体供給不足等により生産が不安定となる状況が続きました。そのため、自動車の生産台数が想定以上に停滞する事態となりました。

自動車生産停滞からの回復の兆候が見えているものの、世界経済における景気後退や原材料、エネルギー価格の高騰が続いていることなど、引き続き先行き不透明な状況となっております。

このような状況のなか、ネットシェイプ事業では、部品供給不足に伴い自動車生産が不安定となった影響が生じたことから、金型の売上が計画を下回る水準となりました。また、カーエアコン用スクロール鍛造品についても低調に推移いたしました。その結果、ネットシェイプ事業の売上高は58億6百万円（前年同期比6.0%減）となりました。

アッセンブリ事業につきましても、半導体供給不足の影響等によりターボチャージャー部品の生産が低調に推移いたしました。その結果、アッセンブリ事業の売上高は25億3千4百万円（前年同期比31.7%減）となりました。

フィルタ事業につきましては、年間を通じ安定した売上高で推移し、前期を上回る水準の売上高となりました。その結果、フィルタ事業の売上高は25億6百万円（前年同期比3.8%増）となりました。

以上の結果、連結売上高は108億4千7百万円（前年同期比11.8%減）となりました。

損益面におきましては、フィルタ事業が安定的に推移したものの、自動車産業と関連の深いネットシェイプ事業、アッセンブリ事業の売上高が低調に推移したことから、営業損失2億2百万円（前年同期は2億1千7百万円の営業利益）、経常損失6千5百万円（前年同期は2億6千4百万円の経常利益）となりました。また、ネットシェイプ事業の固定資産について減損処理を行ったことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失4億8千4百万円（前年同期は6億1千9百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5億9千1百万円であり、その主なものはネットシェイプ、フィルタ事業用設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等の所要資金は、借入金及び自己資金により充たいたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第53期 (2019年度)	第54期 (2020年度)	第55期 (2021年度)	第56期 (当連結会計年度) (2022年度)
受 注 高 (百万円)	14,117	10,859	11,589	10,520
売 上 高 (百万円)	14,774	10,823	12,301	10,847
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	743	△173	264	△65
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	477	△170	△619	△484
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	52円76銭	△18円86銭	△68円43銭	△53円55銭
総 資 産 (百万円)	16,384	15,656	15,327	15,374
純 資 産 (百万円)	12,600	12,169	11,439	11,301
1株当たり純資産額	1,253円69銭	1,217円26銭	1,144円98銭	1,121円18銭

※第55期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第55期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 率 比	主 要 な 事 業 内 容
ニチダイフィルタ株式会社	30,000千円	100.0%	各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売
THAI SINTERED MESH CO.,LTD.	90,000千バーツ	67.3% (33.3%)	焼結金属フィルタの製造・販売
NICHIDAI(THAILAND)LTD.	333,340千バーツ	75.0%	精密部品の組立及び製造・販売
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION	200千ドル	100.0%	精密鍛造金型の販売
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.	4,500千バーツ	46.7%	精密鍛造金型の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社であります。
2. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症については落ち着きを見せているものの、ウクライナ問題等国際情勢の不安定化や、原材料価格の高騰や資源高の影響が顕著になっており、世界経済は引き続き先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社の主要顧客業界である自動車産業では、半導体供給不足等により停滞した生産は回復基調にあるものの、依然不安定な状況が続いております。また、脱炭素化に向けた、電動化等の次世代自動車に向けた技術開発トレンドは不変であり、当社を取り巻く経営環境の変化も加速することが予想されます。

このような状況のなか、今期、当社グループの自動車産業に関連した事業分野の業績が低迷いたしました。業績を早期回復すべく、次の課題に対処してまいります。

1. 中期経営戦略の実践

当社グループは、今年度より下記の中期経営戦略を推進しております。この中期経営戦略を確実に実践することにより、経営環境の変化に対応してまいります。

中期経営戦略

「CHANGE ～ニチノバージョン^{*1} 2026～」

① VSOP^{*2}精神での顧客価値創造

イ. 事業の成長と収益力強化

- ・ コア技術の応用と進化による提案力強化
- ・ 顧客視点でのQDC^{*3}最大化

ロ. 新事業の創出とグローバル企業への進化

- ・ シナジーを活用した新分野への探索と挑戦
- ・ グローバル戦略強化

※1 「ニチダイ」と「イノベーション」を掛け合わせた造語

※2 VSOP：Vitality（活気・生命力）、Specialty（専門性・技術）、Originality（独創性・創意）、Passion（情熱）の頭文字。当社の創業から受け継がれている精神。当社の経営ビジョンに含まれている。

※3 QDC：Quality（品質）、Delivery（納期）、Cost（コスト）の頭文字。当社は差別化戦略をとっていることから、QDCの順に表記している。

- ② 社員が輝き続ける会社づくり
 - イ. 社員の成長、会社の成長を喜ぶ相互関係の構築
 - ・ 挑戦を歓迎する仕組みづくり
 - ・ 組織風土改革
 - ロ. 社員が誇れる企業への成長
 - ・ ダイバーシティの推進
 - ・ 健康経営の実現
- ③ 持続可能な社会への貢献
 - イ. 社会から必要とされ、選ばれる企業へ
 - ・ 技術による社会課題の解決
 - ・ ESG^{*4}経営の推進
 - ロ. 次世代社会への貢献
 - ・ 環境に配慮したものづくり改革
 - ・ サステナブル社会への取組み

※4 ESG：Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字

2. 組織再編の確実な移行及び成長の基盤確立

2023年4月1日付で、ネットシェイプ事業統括本部内を金型事業本部と精密部品事業本部に再編する組織変更を行いました。次期より、金型事業本部では、精密鍛造金型を、精密部品事業本部では、精密鍛造品とターボチャージャー部品を扱うこととなります。

この組織再編は、機能共有化による効率化の推進とともに、新分野創出の基盤づくりを目的としており、事業間シナジーの強化を狙ったものです。

精密部品事業本部で扱う精密鍛造品とターボチャージャー部品は、双方の製品とも部品を量産する点でビジネスモデルが類似しており、共通化可能な機能を保有しております。そのため、この組織再編により、生産管理等の機能を統合し、効率化を図ることを目的としております。

また、当事業本部では、他事業の探索活動で見出した新事業のシーズを円滑に立上げるための基盤確立も担ってまいります。

以上のように、再編後の事業を確実に運営するとともに、成長基盤の確立に取り組んでまいります。

3. 金型事業の再強化

今般の組織再編により、精密鍛造金型を担当する金型事業として独立させております。金型事業の取り巻く環境は、自動車産業の停滞とともに需要が成熟化しており、収益の確保が喫緊の課題となっております。そのため、効率性を高めるとともに、新たな需要確保が課題となっております。

金型事業では、複雑かつ高度化する顧客ニーズへの対応や、他種金型への領域拡大が重要な課題となっております。

このような状況のもと、技術提案を主とした営業活動の強化、インド等への更なる海外拡販や生産効率化等の施策を推進することにより、収益確保に取り組んでまいります。

4. 新人事制度の確実な導入と運用

当社グループの推進している中期経営戦略では、「社員が輝き続ける会社づくり」を重点項目に含んでおり、「社員満足度向上」に関わる施策を進めております。

当社グループは、取り巻く経営環境の変化が大きなものであること、それを乗り越えるためのキーワードがイノベーションであることから、社員一人ひとりが当社で継続的に成長する機会が設けられ、自らが持てるポテンシャルを最大限に発揮できることが重要と考えております。

そのなかで「枠を超えていく」、「やってみることが認められる」、「成長していく実感が持てる」、「多様性を受入れ、キャリア自律を促す」という4つの方向により、挑戦を歓迎する人事制度を導入いたしました。この人事制度を確実に運用することにより「挑戦を歓迎する仕組みづくり」に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

精密金型の開発・製造・販売
精密鍛造品及びその関連する成形品の開発・製造・販売
各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売
精密部品の組立及び開発・製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

《当社》

本 社：京都府京田辺市新北町田13番地
営 業 所：熊 谷 営 業 所 (埼玉県熊谷市)
 浜 松 営 業 所 (浜松市中区)
 名 古 屋 営 業 所 (名古屋市名東区)
 京 都 営 業 所 (京都府綴喜郡宇治田原町)
 岡 山 営 業 所 (岡山市北区)
 熊 本 営 業 所 (熊本市東区)
工 場：宇 治 田 原 工 場 (京都府綴喜郡宇治田原町)
 京 田 辺 工 場 (京都府京田辺市)

《ニチダイフィルタ株式会社》

本 社：京都府綴喜郡宇治田原町禅定寺塩谷14番地
工 場：宇 治 田 原 工 場 (京都府綴喜郡宇治田原町)

《THAI SINTERED MESH CO.,LTD.》

本社・工場：Saha Group Industrial Park, 99/8 Moo 5,
Tambol Pasak, Amphur Muang Lamphun 51000 Thailand

《NICHIDAI(THAILAND)LTD.》

本社・工場：700/882 Moo 5 Tb. Nhongkakha
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI ASIA CO.,LTD.》

本 社：700/882 Moo 5 Tb. Nhongkakha
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI U.S.A. CORPORATION》

本 社：1446 Reynolds Road, Suite 303, Maumee, OH, 43537, USA

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
656名	4名減

(注) 従業員数には、臨時雇用者（期中平均6名）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
361名	7名減	40.6歳	16.2年

(注) 従業員数には、臨時雇用者（期中平均3名）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,105,615
株式会社京都銀行	933,348
日本生命保険相互会社	100,000
株式会社みずほ銀行	33,330

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,053,300株 |
| (3) 株主数 | 4,184名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 ジ ャ ス ト	885	9.78
田 中 克 尚	477	5.27
ニ チ ダ イ 従 業 員 持 株 会	423	4.68
中 棹 知 子	282	3.12
永 井 詳 二	270	2.98
古 屋 啓 子	252	2.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	234	2.59
京 都 中 央 信 用 金 庫	220	2.43
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	217	2.40
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	154	1.70

(注) 持株比率は自己株式 (2,066株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	古 屋 元 伸	
代 表 取 締 役 社 長	伊 藤 直 紀	執行役員
取 締 役	伊 藤 正 人	執行役員 ネットシェイプ事業統括本部長 ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長 ネットシェイプ事業統括本部 技術開発本部長
取締役 (常勤監査等委員)	渡 部 敏 成	
取締役 (監査等委員)	陰 地 弘 和	公認会計士・税理士 陰地弘和会計事務所所長
取締役 (監査等委員)	竹 田 千 穂	弁護士 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー 京阪神ビルディング株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 陰地弘和氏及び取締役 (監査等委員) 竹田千穂氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
社外取締役の兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役 (監査等委員) 陰地弘和氏及び取締役 (監査等委員) 竹田千穂氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員を除く)、執行役員からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との連携を強化し、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、渡部敏成氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 (監査等委員) 陰地弘和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	雨 崎 裕 司	ネットシェイプ事業統括本部 営業本部長
執 行 役 員	井 上 悦 男	アッセンブリ事業本部長
執 行 役 員	山 根 隆 義	管理本部長

6. 2023年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
伊 藤 正 人	取締役 執行役員 ネットシェイプ事業統括本部長 ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長 ネットシェイプ事業統括本部 技術開発本部長	取締役 執行役員 ネットシェイプ事業統括本部長
山 根 隆 義	執行役員 管理本部長	管理本部長
雨 崎 裕 司	執行役員 ネットシェイプ事業統括本部 営業本部長	執行役員 ネットシェイプ事業統括本部 金型事業本部長 ネットシェイプ事業統括本部 金型事業本部 生産本部長
井 上 悦 男	執行役員 アッセンブリ事業本部長	執行役員 ネットシェイプ事業統括本部 精密部品事業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）渡部敏成氏、陰地弘和氏及び竹田千穂氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行にかかる行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求が提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしており（ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反等、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます。）、その保険料

の全額は当社が負担しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、短期的な業績に連動した報酬ではなく、中長期的な視点で業務執行を可能とすることを基本方針とし、職責の重要度や貢献度により算定する固定報酬と、会社業績（営業利益、経常利益などを総合的に考慮します。）とそれぞれの取締役の役割や職務執行状況に連動する業績連動報酬に分けて支給します。

業績連動報酬は固定報酬及び業績連動報酬の合計額の5分の1を超えない額に設定します。固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬は年1回支給します。

また、監査等委員である取締役の報酬は業績に連動せず、監査等委員会の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬額については、株主総会で決定した報酬総額、取締役会で決定した基本方針の範囲内で、取締役会の委任を受けた代表取締役社長執行役員伊藤直紀が決定しております。当該権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。代表取締役社長が決定した個人別の報酬額については、監査等委員会が報告を受けて協議し、取締役会に提言することで、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	73,587	73,587	—	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	9,662	9,662	—	1
社外取締役(監査等委員)	7,200	7,200	—	2

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
12頁の「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりです。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役(監査等委員) 陰地弘和	当事業年度に開催された取締役会には、13回開催中すべて、また監査等委員会には、14回開催中すべてに出席しております。公認会計士として、企業会計に関する豊富な経験(学識・専門知識)を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当社取締役会、監査等委員会及び経営会議において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
取締役(監査等委員) 竹田千穂	当事業年度に開催された取締役会には、13回開催中すべて、また監査等委員会には、14回開催中すべてに出席しております。弁護士として、企業法務に関する豊富な経験(学識・専門知識)を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当社取締役会、監査等委員会及び経営会議において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,300
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,300

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けただうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営基本方針に則った「行動規範」を制定し、当社取締役社長が役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底します。
- ② 執行役員の業務執行について、取締役会及び監査等委員会は監督を行い、重要な事項については取締役会が意思決定を行います。
- ③ 監査等委員会及び内部監査室は連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無について、当社グループ各社の監査を順次実施するなど、監査体制の強化を図ります。
- ④ 当社グループの企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について執行役員会等で適切に審議します。また、組織横断的な各種会議体で、各組織におけるリスクの把握及び対応の方針と体制について審議し、決定を行います。
- ⑤ 当社グループのコンプライアンスの状況については、内部通報制度を含め、必要に応じて取締役会に報告する体制を構築します。
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求に対しては、「行動規範」、「グループ倫理規程」に従い、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会に関する文書、取締役会、執行役員会、経営会議、その他重要な会議に関する文書、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）について、「文書管理規程」、「稟議規程」、「情報システム業務管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に則った保存、管理を行います。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に則ったリスク管理体制を整備、構築します。当社グループ会社は、本規程を準用し、当社グループ会社の取締役社長が統括管理を行います。
- ② 当社及び当社グループ会社のリスクを総括的に管理する部門を総務部とし、定期的に各部門内のリスクの評価を行い、改善を図ります。

- ③ 危機発生時には、「リスク管理規程」、マニュアル等に定められた手順に従い、情報収集を行い、重大な危機については対策本部を設置し、対応します。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は執行役員制度を導入し、取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監督を行います。職務の執行は執行役員（取締役兼務者含む）が経営基本方針に基づき、役割を分担し効率的な執行ができる体制とします。
- ② 当社取締役会にて承認された当社グループの中期経営計画に基づき、執行役員（取締役兼務者含む）は、目標達成のために職務を執行し、取締役会はその進捗状況の管理を行います。
- ③ 事業部門を統括する執行役員等で構成された執行役員会を、定期的に又は必要に応じて開催し、当社取締役社長に委任された業務執行上の重要事項について決定を行います。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社が相互に協力し、企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的として、必要な事項及びグループ会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行います。
- ② 当社グループ会社の取締役社長は、自社の管理の進捗状況を定期的に経営会議等において報告します。
- ③ 当社グループ会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社の取締役社長が統括管理します。
- ④ 監査等委員会と内部監査室は、当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、グループ会社における適正な業務の運営を維持します。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助する「監査等委員会事務局」を設置し、監査等委員会事務局所属の使用人を配置します。
- ② 監査等委員会事務局の使用人は、兼任とするが複数を置き、監査等委員会の指示に従って、その監査職務の補助を行います。
- ③ 監査等委員会事務局の使用人の任命・異動・懲戒に際しては、予め監査等委員会委員長の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とします。

- ④ 監査等委員会事務局の使用人が監査職務の補助を行う場合は、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けません。

(7) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実及びそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査等委員会に報告します。
- ② 当社監査等委員が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員に回覧します。
- ③ 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査等委員会に内部通報の状況等について定期的に報告します。
- ④ 当社グループは、上記の報告を行った取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱を行うことを禁止します。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の支払又はその償還については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制とします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役社長は監査等委員会に定期的に出席し、監査等委員との間で意見や情報の交換ができる体制とします。
- ② 内部監査室は監査等委員との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けられることができる体制とします。
- ③ 監査等委員が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

当社は、当社グループの「経営理念」・「経営ビジョン」・「行動基準」・「行動規範」を定め、コンプライアンスに関する基本的な考え方、企業行動規範について、イントラネットへの掲載、ステートメントカード等の配布、教育等を通じて周知しております。

また、法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報の窓口を内部監査室及び弁護士事務所に設置し、イントラネットへの掲載、教育等を通じて、内部通報制度の周知徹底を図っております。

当期は、ハラスメント研修によるコンプライアンスの徹底を図り、昨年に引き続きコミュニケーション改善の一環として、対話力向上の研修を行いました。

リスク管理については、執行役員会にて、当社グループのリスク管理の評価、見直しを行い、新型コロナウイルス感染症への対応としては、対策会議を適時開催し、当社グループ社員の安全確保と事業活動の継続に向けた対策を講じました。

情報セキュリティについては、社会的に問題となっているマルウェアやランサムウェア等による情報漏洩に対し、PCのエンドポイントセキュリティの強化のため、EDR対応製品の導入を図り、また、従業員への標的型攻撃メール訓練や教育を行う等、引き続き機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行っております。

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は5名（内2名は取締役兼務）で構成されております。執行役員会は、子会社社長も出席のうえ毎月開催され、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努めており、執行役員会で決議された事項は、速やかに取締役会に報告しております。

当社及び当社グループ会社に係るリスクに対しては、毎月開催される経営会議（当社及び当社グループ会社の役員等で構成）にて報告を行い、各社からの報告内容を取締役が確認するほか、重要な案件については、執行役員会に諮り審議しております。

取締役会は、監査等委員3名（内2名は社外取締役）を含む取締役6名で構成され、毎月開催される取締役会では、各議案についての審議、業務遂行の状況の監督を行い、同日開催される経営会議と併せ、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性が確保されております。

また、当社グループ会社に対しては、当社より役職員を派遣、出向、又は兼務させることに加え、経営会議にて当社グループ全体の業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

これら重要な会議の開催にあたっては、WEB会議の利用を促進することで、職務執行の更なる効率化及び感染リスクの低減を図っております。

監査等委員は、取締役会、経営会議、各事業会議等の重要な会議への出席等を通じ、又は直

接のヒアリングを通じて、取締役、執行役員及び部門責任者等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員会は、内部監査室が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査室と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,432,777	流 動 負 債	3,359,125
現金及び預金	4,111,158	買掛金	965,033
受取手形	223,635	短期借入金	1,000,000
売掛金	2,064,984	一年内返済予定の長期借入金	555,560
電子記録債権	766,182	リース債務	39,174
商品及び製品	643,939	未払法人税等	57,811
仕掛品	800,229	賞与引当金	176,572
原材料及び貯蔵品	630,569	その他	564,973
その他	192,078		
固 定 資 産	5,941,797	固 定 負 債	714,349
有 形 固 定 資 産	4,867,908	長期借入金	616,733
建物及び構築物	1,360,596	リース債務	6,091
機械装置及び運搬具	1,034,257	繰延税金負債	34,420
工具、器具及び備品	323,066	退職給付に係る負債	57,103
土地	1,832,746		
リース資産	239,136	負 債 合 計	4,073,475
建設仮勘定	78,104	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	498,088	株 主 資 本	9,435,148
電話加入権	2,723	資本金	1,429,921
ソフトウェア	101,914	資本剰余金	1,192,857
ソフトウェア仮勘定	11,803	利益剰余金	6,813,607
リース資産	381,646	自己株式	△1,236
投資その他の資産	575,800	その他の包括利益累計額	712,954
投資有価証券	37,428	その他有価証券評価差額金	5,164
退職給付に係る資産	363,777	為替換算調整勘定	615,328
繰延税金資産	1,721	退職給付に係る調整累計額	92,461
その他	172,871	非支配株主持分	1,152,996
		純 資 産 合 計	11,301,099
資 産 合 計	15,374,574	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,374,574

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,847,609
売上原価	8,860,971
売上総利益	1,986,637
販売費及び一般管理費	2,188,718
営業損	202,080
営業外収益	145,706
受取利息	5,078
受取配当金	622
受取保険金及び保険配当金	6,729
保険契約変更差額	43,744
助成金収入	27,810
為替差益	48,826
その他	12,895
営業外費用	9,393
支払利息	6,999
投資事業組合運用損	1,185
その他	1,208
経常損	65,767
特別利益	844
固定資産売却益	844
特別損	268,777
固定資産除却損	359
減損	268,418
税金等調整前当期純損失	333,701
法人税、住民税及び事業税	105,431
法人税等調整額	83,771
当期純損失	522,904
非支配株主に帰属する当期純損失	38,195
親会社株主に帰属する当期純損失	484,709

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,429,921	1,192,857	7,361,675	△1,236	9,983,216
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△63,358		△63,358
親会社株主に帰属する当期純損失			△484,709		△484,709
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△548,068	－	△548,068
当 期 末 残 高	1,429,921	1,192,857	6,813,607	△1,236	9,435,148

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	5,112	295,365	79,825	380,303	1,076,033	11,439,554
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△63,358
親会社株主に帰属する当期純損失						△484,709
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	51	319,962	12,636	332,650	76,962	409,613
当 期 変 動 額 合 計	51	319,962	12,636	332,650	76,962	△138,454
当 期 末 残 高	5,164	615,328	92,461	712,954	1,152,996	11,301,099

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称
ニチダイフィルタ株式会社
THAI SINTERED MESH CO.,LTD.
NICHIDAI(THAILAND)LTD.
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION

② 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社4社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、国内連結子会社1社の事業年度の末日は3月31日であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

- ・商品及び製品、仕掛品
金型

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- 精密鍛造品・
アッセンブリ品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- | | |
|-------|---|
| フィルタ | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
ただし、焼結原板については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 原材料 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 7年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～10年 |
- ロ. 無形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づいております。
- ハ. 所有権移転外リース資産 当社及び国内連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており、在外連結子会社については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の受渡条件が履行された時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の受渡条件が履行された時点で収益を認識しております。
- ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。
- サービスに係る収益は、主に設備の正常稼働確認等であり、顧客とのサービス提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の条件が履行された時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の条件が履行された時点で収益を認識しております。
- なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染拡大の影響からは回復してきたものの、ウクライナ問題等に伴う原材料、エネルギー価格の高騰の影響が生じたことに加え、半導体供給不足等により生産が不安定となる状況が続きました。そのため、自動車の生産台数が想定以上に停滞いたしました。

翌連結会計年度も先行きを予測することは困難であります。当社グループでは、現時点で入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度以降につきましては、自動車の生産台数が緩やかに回復すると仮定して会計上の見積りを行っております。

当社グループの連結計算書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りの内容は次のとおりであります。

1. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,867,908千円
無形固定資産	498,088千円
減損損失	268,418千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループには、ネットシェイプ事業、アッセンブリ事業及びフィルタ事業がありますが、継続的に収支の把握がなされている、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位として、各事業を資産グルーピングの単位としております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当連結会計年度においては、自動車生産の停滞等を要因としてネットシェイプ事業及びアッセンブリ事業において営業損益が継続してマイナスとなったことから、当該事業の資産グループに対して減損の兆候を識別し、268,418千円の減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは経営者が作成した事業計画を基礎として見積っております。事業計画では、自動車生産台数の将来の推移に関する予測や、そこから生じる得意先からの将来の受注予測に一定の仮定をおいており、その過程には不確実性が伴っております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の自動車生産台数の回復状況に加え、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,721千円
繰延税金負債	34,420千円

なお、上記繰延税金資産及び繰延税金負債は納税主体ごとの相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産を計上するにあたり、繰延税金資産の回収可能性について、納税主体ごとに将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得及びタックスプランニング等に基づき判断しております。

将来課税所得は、経営者が作成した事業計画を基礎として見積っており、スケジュールリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の自動車生産台数の回復状況に加え、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	468,157千円
土地	1,488,224千円
計	1,956,381千円

(注) なお、上記の他在外連結子会社の電力料保証金として差し入れている定期預金が13,080千円あります。

② 担保資産に対応する債務

長期借入金 (一年以内返済予定額を含む)	938,945千円
短期借入金	194,385千円
計	1,133,330千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

14,778,650千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

セグメント	場所	用途	種類	減損損失 (千円)
ネットシェイプ事業	京都府綴喜郡宇治田原町	事業用資産	機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品等	201,697
アッセンブリ事業	タイ王国チョンブリ県	事業用資産	機械装置及び運搬具等	66,720

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは事業用資産につきましては、事業単位でグルーピングを行っております。また、売却予定資産、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

京都府綴喜郡宇治田原町所在のネットシェイプ事業の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は機械装置及び運搬具101,859千円、工具、器具及び備品84,657千円、その他15,181千円です。

タイ王国チョンブリ県所在のアッセンブリ事業の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は機械装置及び運搬具62,181千円、その他4,539千円です。

(4) 回収可能価額の算定方法

京都府綴喜郡宇治田原町所在のネットシェイプ事業の事業用資産については、使用価値により測定しております。

タイ王国チョンブリ県所在のアッセンブリ事業の事業用資産については、使用価値により測定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

9,053,300株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,066株	－株	－株	2,066株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	27,153	3	2022年3月31日	2022年6月24日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	36,204	4	2022年9月30日	2022年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,102	2	2023年3月31日	2023年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	27,778	27,778	－
資産計	27,778	27,778	－
長期借入金(一年以内返済予定額 を含む)	1,172,293	1,171,153	△1,139
負債計	1,172,293	1,171,153	△1,139

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は9,650千円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	27,778	—	—	27,778
資産計	27,778	—	—	27,778

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(一年以内返済予定額を含む)	—	1,171,153	—	1,171,153
負債計	—	1,171,153	—	1,171,153

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ネットシェイプ	アッセンブリ	フィルタ	
売上高				
日本	3,742,634	1,367,090	1,720,599	6,830,324
タイ	1,166,507	1,167,332	62,020	2,395,860
その他	897,458	—	723,965	1,621,423
顧客との契約から生じる収益	5,806,600	2,534,423	2,506,585	10,847,609
外部顧客への売上高	5,806,600	2,534,423	2,506,585	10,847,609

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) (5) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,121円18銭

(2) 1株当たり当期純損失

53円55銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,593,864	流動負債	2,907,182
現金及び預金	1,406,531	買掛金	740,570
受取手形	174,116	短期借入金	1,000,000
売掛金	1,429,350	1年内返済予定の長期借入金	555,560
電子記録債権	426,876	リース債務	37,642
製品	373,253	未払金	366,877
原材料	116,023	未払法人税等	11,624
仕掛品	504,759	未払消費税等	1,911
貯蔵品	63,640	預り金	7,613
未収入金	46,982	賞与引当金	148,537
前払費用	11,681	その他	36,845
その他	40,648		
固定資産	5,219,341	固定負債	625,092
有形固定資産	3,408,678	長期借入金	616,733
建物	805,126	リース債務	5,144
構築物	109,378	繰延税金負債	3,214
機械及び装置	462,483		
車両運搬具	2,272		
工具、器具及び備品	125,883		
土地	1,632,394		
リース資産	236,743		
建設仮勘定	34,396		
無形固定資産	457,713		
電話加入権	2,723		
ソフトウェア	73,343		
リース資産	381,646		
投資その他の資産	1,352,949		
投資有価証券	37,428		
関係会社株	969,746		
出資	5		
前払年金費用	194,529		
保険積立	101,619		
会員	40,150		
その他	9,469		
資産合計	9,813,206	負債合計	3,532,274
		純資産の部	
		株主資本	6,275,767
		資本剰余金	1,429,921
		資本剰余金	1,192,857
		資本準備金	1,192,857
		利益剰余金	3,654,225
		利益準備金	55,000
		その他利益剰余金	
		別途積立金	2,830,000
		繰越利益剰余金	769,225
		自己株式	△1,236
		評価・換算差額等	5,164
		その他有価証券評価差額金	5,164
		純資産合計	6,280,931
		負債・純資産合計	9,813,206

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,457,952
売上原価	5,483,537
売上総利益	974,415
販売費及び一般管理費	1,347,714
営業損失	373,298
営業外収益	220,570
受取利息	23
受取配当金	57,581
保険契約変更差額	43,744
助成金収入	25,314
為替差益	35,776
受取ロイヤリティ	41,944
その他	16,187
営業外費用	9,349
支払利息	6,956
投資事業組合運用	1,185
その他	1,208
経常損失	162,078
特別損失	201,783
固定資産除却損失	86
減損損失	201,697
税引前当期純損失	363,862
法人税、住民税及び事業税	10,054
法人税等調整額	83,840
当期純損失	457,757

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別 積 立 金	途 繰 越 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	2,830,000	1,290,341	4,175,341	△1,236	6,796,883	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△63,358	△63,358		△63,358	
当 期 純 損 失						△457,757	△457,757		△457,757	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△521,115	△521,115	-	△521,115	
当 期 末 残 高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	2,830,000	769,225	3,654,225	△1,236	6,275,767	

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,112	5,112	6,801,995
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△63,358
当 期 純 損 失			△457,757
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	51	51	51
当 期 変 動 額 合 計	51	51	△521,063
当 期 末 残 高	5,164	5,164	6,280,931

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ③ 棚卸資産
- ・製品、仕掛品
金型 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・精密鍛造品・
アッセンブリ品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|---------|
| 建物 | 31年～50年 |
| 機械及び装置 | 9年～10年 |
- ② 無形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づいております。
- ③ 所有権移転外リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の受渡条件が履行された時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の受渡条件が履行された時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

サービスに係る収益は、主に設備の正常稼働確認等であり、顧客とのサービス提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の条件が履行された時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の条件が履行された時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいた対価を返金負債として計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染拡大の影響からは回復してきたものの、ウクライナ問題等に伴う原材料、エネルギー価格の高騰の影響が生じたことに加え、半導体供給不足等により生産が不安定となる状況が続きました。そのため、自動車の生産台数が想定以上に停滞いたしました。

翌事業年度も先行きを予測することは困難ですが、当社では、現時点で入手可能な情報に基づき、翌事業年度以降につきましては、自動車の生産台数が緩やかに回復すると仮定して会計上の見積りを行っております。

当社の計算書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りの内容は次のとおりであります。

1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,408,678千円
無形固定資産	457,713千円
減損損失	201,697千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社には、ネットシェイプ事業、アッセンブリ事業がありますが、継続的に収支の把握がなされている、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位として、各事業を資産グルーピングの単位としております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当事業年度においては、自動車生産の停滞等を要因としてネットシェイプ事業及びアッセンブリ事業において営業損益が継続してマイナスとなったことから、当該事業の資産グループに対して減損の兆候を識別し、201,697千円の減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは経営者が作成した事業計画を基礎として見積っております。事業計画では、自動車生産台数の将来の推移に関する予測や、そこから生じる得意先からの将来の受注予測に一定の仮定をおいており、その過程には不確実性が伴っております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の自動車生産台数の回復状況に加え、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債	3,214千円
--------	---------

なお、上記繰延税金負債は繰延税金資産と相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産を計上するにあたり、繰延税金資産の回収可能性について、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得及びタックスプランニング等に基づき判断しております。

将来課税所得は、経営者が作成した事業計画を基礎として見積っており、スケジュールリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の自動車生産台数の回復状況に加え、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物	468,157千円
土地	1,488,224千円
計	1,956,381千円

② 担保資産に対応する債務

長期借入金(一年以内返済予定額を含む)	938,945千円
短期借入金	194,385千円
計	1,133,330千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,170,447千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	148,361千円
短期金銭債務	14,225千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

セグメント	場所	用途	種類	減損損失（千円）
ネットシェイプ事業	京都府綴喜郡宇治田原町	事業用資産	機械及び装置、 工具、器具及び備品等	201,697

② 資産のグルーピングの方法

当社は事業用資産につきましては、事業単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

③ 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は機械及び装置101,433千円、工具、器具及び備品84,657千円、その他15,606千円です。

④ 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しております。

(2) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	756,123千円
営業取引（支出分）	49,970千円
営業取引以外の取引（収入分）	99,539千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,066株	－株	－株	2,066株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	52,224千円
未払事業税	3,943千円
棚卸資産評価損	53,890千円
繰越欠損金	226,410千円
減損損失	172,237千円
その他	16,566千円
繰延税金資産小計	525,273千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△466,684千円
繰延税金資産合計	58,588千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,277千円
前払年金費用	△59,526千円
繰延税金負債合計	△61,803千円
繰延税金負債の純額	△3,214千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	NICHIDAI (THAILAND)LTD.	75.0	・ 役員の兼任 ・ 当社製品の 販売等	・ 受取ロイヤ リティー	41,944	・ 未収入金	9,444

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上記会社とのロイヤリティー取引の条件については、両社協議の上で決定しております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	693円93銭
(2) 1株当たり当期純損失	50円57銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 三 浦 宏 和
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 西 原 大 祐
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチダイの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチダイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 三 浦 宏 和
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 西 原 大 祐
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチダイの2022年4月1日から2023年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員その他使用人からその構築及び運用の状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

株式会社ニチダイ 監査等委員会

常勤監査等委員 渡部敏成 ㊟

監査等委員 陰地弘和 ㊟

監査等委員 竹田千穂 ㊟

(注) 監査等委員陰地弘和氏及び竹田千穂氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び安定した配当の維持等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は18,102,468円となります。

また、これにより中間配当金4円と合わせまして、年間配当金は1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として異論はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	伊藤直紀 (1982年10月19日生) 再任	2016年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員（現任） 当社経営企画室長 2019年6月 当社取締役副社長 当社経営企画室長 2020年4月 当社取締役副社長 当社管理統括本部長 当社経営企画室長 2021年4月 当社代表取締役社長（現任）	22,000株
(取締役の候補者とした理由) 2019年から取締役副社長として、代表取締役社長の経営の執行を補佐し、中期経営計画を実行してきた経験と知見を有し、2021年4月より当社代表取締役社長としてリーダーシップを発揮して、取締役としての職務を適切に執行していることから、引き続き、取締役候補者とさせていただきます。			
2	伊藤正人 (1967年2月19日生) 再任	1985年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員（現任） 当社ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長 2019年4月 当社ネットシェイプ事業統括本部長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年4月 当社ネットシェイプ事業統括本部 技術開発本部長	4,800株
(取締役の候補者とした理由) 長年にわたり当社の製造部門において尽力し、海外における精密鍛造金型部門の立上げを行う等、製造部門のみならず当社事業全般に精通し、2019年からは取締役としてネットシェイプ事業を指揮してきた経験と知見を有しており、取締役として職務を適切に執行していることから、引き続き、取締役候補者とさせていただきます。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	なか むら あつ と 中 村 篤 人 (1961年4月13日生) 新任	2014年8月 ニチダイフィルタ(株)入社 2015年4月 ニチダイフィルタ(株) 代表取締役社長 (現任) 2016年3月 THAI SINTERED MESH CO.,LTD. 社長 (現任)	3,600株
	(取締役の候補者とした理由) 2015年からニチダイフィルタの代表取締役社長として、また2016年からは THAI SINTERED MESH CO.,LTD.の社長も兼務し、ニチダイグループのフィルタ事業を指揮してきた経験と知見を有し、これまで業績を堅調に牽引してきた実績から、当社取締役会の機能強化が期待できる人材と判断し、取締役候補者とさせていただきました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告(本招集ご通知13頁)に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>やまね たかよし 山根隆義 (1963年7月4日生)</p> <p>新任</p>	<p>2003年11月 当社入社 2011年7月 当社経理部長 2016年4月 当社執行役員 当社管理本部長 2023年4月 当社管理本部長（現任）</p>	3,400株
	<p>（監査等委員である取締役候補者とした理由） 財務・経理部門での十分な知見・経験を有しております。また、2016年4月から当社執行役員、管理本部長として、管理本部を指揮してきた経験と知見を有し、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督できると判断し、監査等委員である取締役候補者とさせていただきました。</p>		
2	<p>かげち ひろかず 陰地弘和 (1958年2月10日生)</p> <p>再任</p>	<p>1982年10月 監査法人中央会計事務所 入所 1986年3月 公認会計士登録 2007年8月 公認会計士陰地弘和事務所 開設（現任） 2011年2月 税理士登録 2011年12月 陰地弘和税理士事務所 開設（現任） 2012年10月 兵庫県立大学 非常勤講師（現任） 2019年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	900株
	<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 公認会計士としての活動を通じた会計の専門知識と事務所経営の経験があり、高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から、適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、高度な専門的視点からの助言と独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督いただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とさせていただきました。</p>		

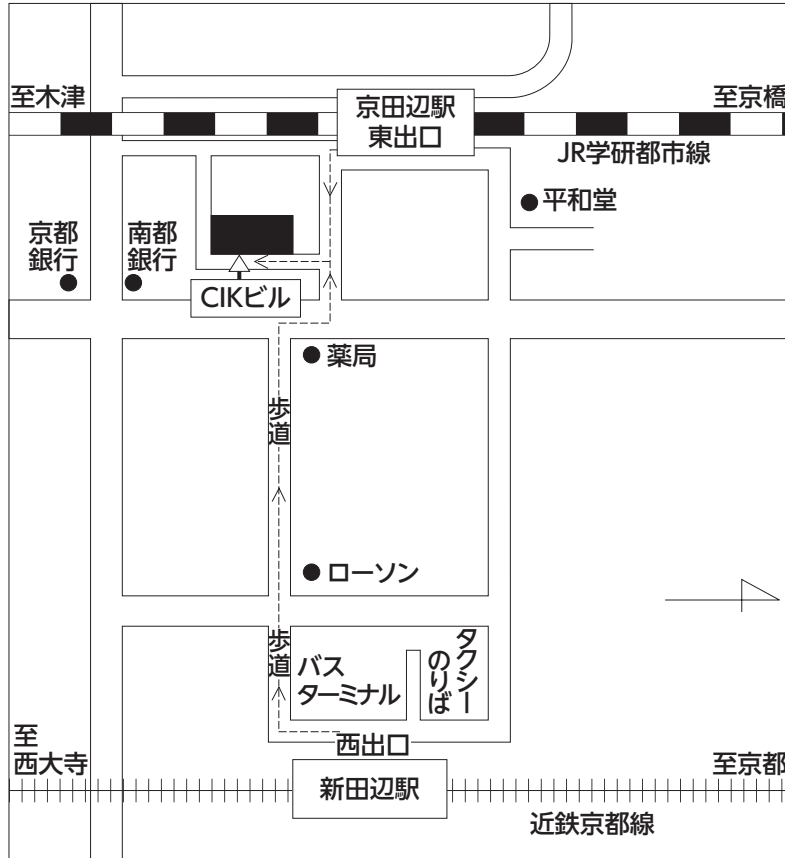
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	たけだちほ 竹田千穂 (1973年2月9日生) 再任	2001年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 三宅法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)入所 2016年5月 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー (現任) 2019年6月 京阪神ビルディング株式会社 社外監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2022年6月 京阪神ビルディング株式会社 社外取締役(現任)	－株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から、適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、高度な専門的視点からの助言と独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督いただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とさせていただきます。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 陰地弘和氏及び竹田千穂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹田千穂氏の戸籍上の氏名は草島千穂ですが、職務上使用している氏名で表記しております。
4. 陰地弘和氏及び竹田千穂氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、本定時株主総会において、両氏が再任された場合は、独立役員の届け出を継続いたします。なお、当社グループと竹田千穂氏が所属する弁護士法人三宅法律事務所との間で、法律顧問契約を締結しておりますが、その取引金額は当社独立取締役の独立性判断基準である過去3年間の平均で年間1,000万円を超える額には当たらず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
5. 当社は、陰地弘和氏及び竹田千穂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。当社は本定時株主総会において、陰地弘和氏及び竹田千穂氏が再任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、山根隆義氏の選任が承認された場合には、当社は山根隆義氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 陰地弘和氏の当社社外取締役及び監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 竹田千穂氏の当社社外取締役及び監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告(本招集ご通知13頁)に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会館C I Kビル 4階 キララホール



(交通機関) 近鉄京都線「新田辺」駅、西出口から徒歩約5分
JR学研都市線「京田辺」駅、東出口から徒歩約1分

株主総会ご出席者へのご来場記念品はご用意しておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。